総務委員会資料

令和6年2月27日

総務部税務課

固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

１　軽減措置の継続

本年1月26日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、令和6年度も継続することを公表した。

２　軽減措置の内容

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積200㎡までの部分　　都市計画税　１／２

1. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分

　　　　　　　　　　　　　固定資産税・都市計画税　２割

1. 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

　負担水準が65％を超える商業地等

　　　　　　　　　　　　　固定資産税・都市計画税

　　　　　　　　　　　　　　　　　負担水準が65％に相当する税額まで軽減

　　※　２（１）については、令和6年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出しています。

※　２（３）については、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、東京都都税条例の改正手続きを行う予定です。